

# 地方自治法の一部を改正する法律要綱

## 第一 議会制度の充実に関する事項

### 一 議員定数の上限数の制限の廃止

地方公共団体の議会の議員の定数について、人口段階別の上限数に係る制限を廃止するものとすると。（旧第九十条第二項及び旧第九十一条第二項等関係）

### 二 議決事件の範囲の拡大

法定受託事務に係る事件についても、国の安全に係ることその他の事由により議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるものを除き、条例で議会の議決事件として定めることができるものとすること。（第九十六条第二項関係）

## 第二 行政機関等の共同設置に関する事項

普通地方公共団体は、協議により規約を定めて、議会の事務局若しくはその内部組織、行政機関、普通地方公共団体の長の内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織又は普通地方公共団体の議会の事務を補助する職員を置くことができるものとすること。（第二百五十二条の七関係）

### 第三 全部事務組合等の廃止に関する事項

- 一 全部事務組合を廃止するものとすること。 （旧第三編第三章第四節関係）
- 二 役場事務組合を廃止するものとすること。 （旧第三編第三章第五節関係）
- 三 地方開発事業団を廃止するものとすること。 （旧第三編第五章関係）
- 第四 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項
  - 一 市町村の基本構想に関する規定を削除すること。 （旧第二条第四項関係）
  - 二 内部組織の設置及びその分掌する事務に関する条例を制定し又は改廃した場合について、総務大臣又は都道府県知事への届出を要しないものとすること。 （旧第一百五十八条第三項関係）
  - 三 予算について、総務大臣又は都道府県知事への報告を要しないものとすること。 （第一百十九条第二項関係）
  - 四 決算について、総務大臣又は都道府県知事への報告を要しないものとすること。 （第一百三十三条第六項）
  - 五 条例を制定し又は改廃した場合について、総務大臣又は都道府県知事への報告を要しないものとする

こと。 （旧第二百五十二条の十七の十一関係）

六 広域連合が広域計画を作成した場合について、当該広域計画の当該広域連合を組織する地方公共団体の長への送付、公表及び総務大臣又は都道府県知事への提出を要しないものとすること。 （旧第二百九十二条の七第三項関係）

七 財産区の財産又は公の施設を処分又は廃止する場合について、都道府県知事への同意を要する協議を要しないものとすること。 （旧第二百九十六条の五第二項関係）

八 財産区住民に対する不均一の課税又は使用料等の徴収をする場合について、都道府県知事への同意を要する協議を要しないものとすること。 （旧第二百九十六条の五第五項関係）

## 第五 直接請求に関する事項

### 一 直接請求の代表者の資格制限

選挙権を有する者のうち公職選挙法第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に表示をされている者、同法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消された者及び請求に係る普通地方公共団体の選挙管理委員会の委員又は職員である者は、直接請求の代表者となり、又は代表者であることができないも

のとすること。（第七十四条第六項、第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十

## 一条第二項及び第八十六条第四項等関係）

### 二 署名に関する罰則の追加

直接請求の請求者の署名に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は沖縄振興開発金融公庫の役員若しくは職員が、その地位を利

用して署名運動をしたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処するものとすること。（第

七十四条の四第五項、第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び

第八十六条第四項等関係）

### 第六 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

### 第七 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、第一の二に関する規定については公布の日から起算して一年を超えない範囲内に

おいて政令で定める日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を規定するものとすること。

三 関係法律について所要の改正を行うこと。